

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。平成28年度決算における地方消費税交付金の用途状況については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 54,846 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 848,210 千円

(単位:千円)

事業名	平成28年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	509,218	86,368	422,850	250,400	0	28,337	144,113	9,318
	老人福祉費	423,549	9,085	414,464	27,882	0	13,975	372,607	24,093
	児童福祉費	246,381	52,536	193,845	120,495	0	12,898	60,452	3,909
	小計	1,179,148	147,989	1,031,159	398,777	0	55,210	577,172	37,320
衛生費	保健衛生費	308,580	15,269	293,311	3,833	0	18,440	271,038	17,526
	小計	308,580	15,269	293,311	3,833	0	18,440	271,038	17,526
合計	1,487,728	163,258	1,324,470	402,610	0	73,650	848,210	54,846	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。